

## 北海道殖民地区画の特性と系譜

金田章裕

本講演は、北海道の殖民地区画をめぐるグローバルな位置づけの試みである。

北海道の殖民地区画にかかわる事項について、まず年次の確認から始めたい。北海道庁が成立した後、明治19年(1886)から殖民地選定事業が始まる。殖民地選定の結果は『北海道殖民地選定報文』やさまざまな地図としてその成果が残されている。特にその際に重要な役割を果たしたのが、明治29年に定められた「殖民地選定及び区画施設規定」である。本講演では、明治19年から29年に「殖民地選定及び区画施設規定」が定められる間の、この時期に注目する。この時期の代表的な土地区画は300間四方を中区画とし、その6分の1つまり100間×150間の区画を小区画、中区画9個からなる900間四方を大区画とするものである。小区画(面積5町)が基本的に入植農家1戸の基本単位であった。以前には、基本的に1戸あたり1万坪という入植単位が存在したが、それでは不十分であるとしてその5割増しとなった結果、1戸あたり5町という面積の単位ができあがった<sup>1)</sup>。

こうした経緯を経て成立した土地区画の単位は中区画が基本であり、それを6分割した小区画、中区画を9個集めた大区画はあくまで入植の単位ないし土地の測量の区画であった。もちろんそこに道路が建設され、様々な施設ができるわけであるが、入植した人達の村の領域や町の範囲はこれとは別であった。

一般的に村境は地形境界を基準とし、「自然の山川なき所」のみが「予定道路線」による区画をする規定になっている。こうした規定のなかで特徴的なことは、地形を重視して区画が設定されていることである。小さなユニットをみると地形的な単位に対応して、一定の範囲内では同じ方向の土地区画が設定されているが、全体的には一定の方位が採用されているわけではない。道路に沿ってあるいは地形に沿ってそれぞれの場所に応じた基準の線が決められている実状(図1参照)がある。こういった事実を確認した上で次に比較検討の試みに移りたい。

従来、北海道の殖民地区画は北アメリカのタウンシップと呼ばれる土地区画システムを導入したものであるという理解が一般的である。この理解が極端に言えば正しいのか間違っているのか、あるいはそれがどの程度妥

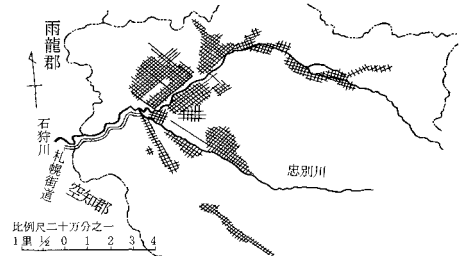


図1 石狩国上川郡之図に示された植民選定地と基線道路  
 金田章裕「入植地選定と区画設定」、農業土木学会『水土を拓いた人々』1999

当性のある説明なのかについて具体的に検討していく必要がある。その際、少なくとも以下の3点の検討が不可欠であろう。1点目はタウンシップそれ自体がどのようなものなのか、2点目はタウンシップというシステムを北海道に持ち込んだのは誰なのか、さらにどういう形で持ち込んだのかについてである。3点目は導入した主体である北海道庁の人々が、どのようなバックグラウンドのもと、またいかなる考えでそれを導入したのかといった文化的・思想的背景、さらに政策の掘って来る背景の状態を考える必要がある。

まず2点目の問題であるが、殖民地区画の策定にあたり多大な影響を与えた人物が佐藤昌介であることはすでに知られている事実である。佐藤は安政3年(1856)に南部藩士の子として生まれた。明治4年に東京の大学南校に入学し、その後東京英語学校に学び、明治9年に新設された札幌農学校に入学する。その4年後の13年に札幌農学校を卒業した後、アメリカ合衆国メリーランド州のボルチモアにあるジョンズ・ホプキンス大学に留学する。この大学は地理学者にとっては、David Harvey が在職しているところとして名高い。有名なペッパーの会社マコーミックの本社所在地であり、ボルチモアオリオールズの本拠地である。明治時代初頭のボルチモアは、その後の停滞に比べると活き活きとし、発展した町であった。

ジョンズ・ホプキンス大学は現在でもいい大学であるが、当時も非常に優れた大学であった。佐藤はこの大学で勉強し、この成果は大学研究紀要である『*Johns Hopkins University Studies in Historical and Political Science*』の第4シリーズに掲載されている<sup>2)</sup>。刊行されたのは明治19年である。この年は佐藤の留学期間中の最後の年にあたる。彼は研究の成果を紀要に発表し、帰国した。あるいは帰国直後に刊行され、少なくとも校正作業その他はボルチモアで行ったと考えられる。論文の

序文によれば明治17年に執筆を開始した。論文は全体でそのシリーズの一冊を占める5頁目から始まり181頁目までに至る総数177頁の大論文である。その後、この論文は幾度もアメリカの研究者によって引用された。

この論文で佐藤は特に4つの点に着目している。まず1つはアメリカの母体になった各植民地の土地政策がどういったものであったのかを概観したものである。それぞれの植民地が、独特かつ特有の個性と背景を持ちながら土地政策を展開していたため、各植民地単位で土地政策は様々に異なっていた。それをまず把握している。次に新たに買収した土地や戦争の結果勝ち取った土地、たとえばルイジアナやテキサス、フロリダ、アラスカなどに関してどのような処分をしたかといった点に非常に強い関心を持って整理をしている。さらに彼が関心を抱いたのは、1787年の *Ordinance* と呼ばれる土地規定についてであった。この規定の結果、「現在の」アメリカ合衆国の土地制度がどのようになっているかといった流れで検討を進めている。

もちろん、「現在の」というのは佐藤が研究をしていた1880年代のことであり、我々からすれば百数十年前のことになる。特に、研究の結論で非常に重視していることは、アメリカ合衆国ではすべての土地が個人に売却・販売されていたということである。彼は、その販売方法に強い注目を払った。さらにその土地は幾つかのカテゴリー、たとえば鉱山用の土地とか農業用の土地といった具合に幾つかの土地のカテゴリーに分けられ、次にそれぞれに分けた土地の種類ごとに法律を作り、これに基づいて売却や管理を行っていたという、これら2点に関して、彼は結論部分で改めて強調している。

このような彼の研究の結果と注目点が、北海道の殖民地区画に反映されているとみることができる。彼は札幌農学校の初代教頭に着任した William Smith Clark の影響を強

く受けたであろうと推察される。Clark は1876年にマサチューセッツ農科大学の副学長であった。Clark は休暇を利用して弟子を含め3人で札幌農学校を訪れ、その際佐藤はClark の教えを受けた。その後、佐藤はジョンズ・ホプキンス大学に留学して研究を進め、明治19年に帰国するとすぐに母校の札幌農学校の教授に就任する。のちに東北帝大の農科大学を経て、北海道帝国大学の教授、学長、総長に就任した。したがって、北海道帝国大学にとって佐藤は極めて重要な役割を果たした研究者であった。

佐藤が検討したことの大きな特徴の一つは、ジョンズ・ホプキンス大学の紀要に掲載された佐藤の論文において、村の範囲に全く関心を払っていないことである。彼は農業のシステム、農業の単位、土地区画のシステム、土地の販売方法に極めて強い関心を払っている

が、村落の単位にはほとんど関心を払っていない。したがって、タウンシップのシステムが影響を与えたとしても、その部分は欠落した形で影響を与えたという一つの可能性がでてくる。現実の北海道の殖民地区画の設定の仕方をみても村の領域の設定とは全く別の形で設定されているのは、こうした結果を反映しているのであろう。このように、佐藤は北アメリカのタウンシップ・システムと北海道の殖民地区画の設定に関わる大きな接点であったことは間違いない。札幌農学校の教授、さらに北海道帝国大学の総長として果たした影響力、また佐藤が研究者として果たした研究能力や関心の対象と密接に関わっていたとみることができる。まさしく彼がボルチモアにいた時期、明治19年に帰国した時期が、この策定の時期に強く関わっている。個別の発言内容や委員会などでの影響力の及ぼし方につ

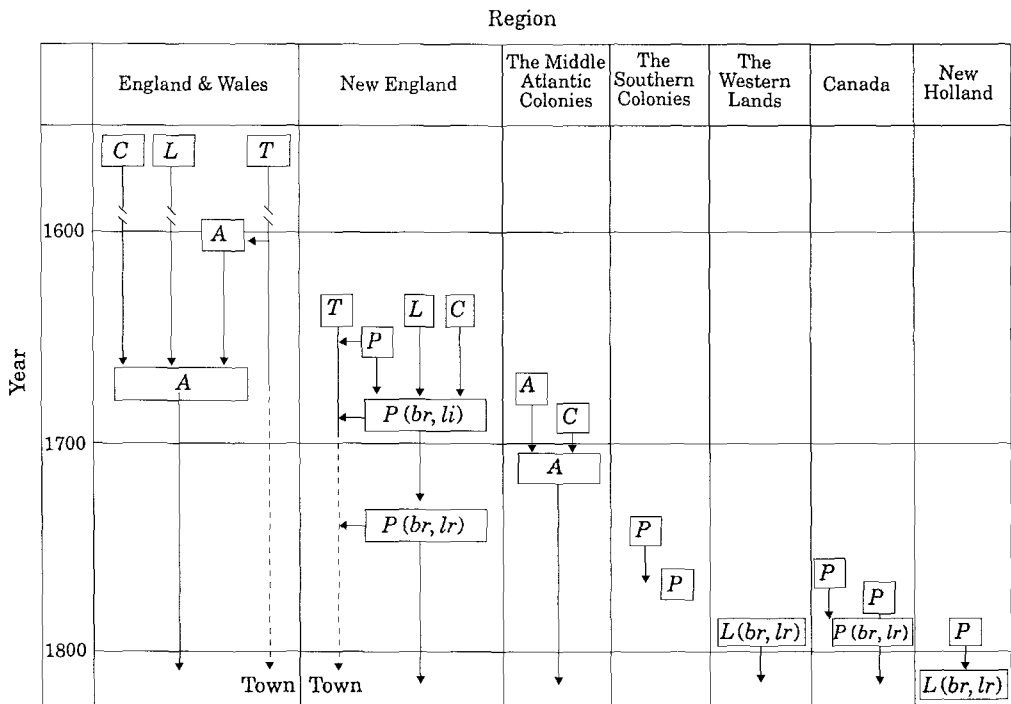


図2 Linkage of the elements of township; C, community element; L, land element; A, administrative element; T, town element; P, planning element; br, township bounds: rectangular; lr, within-township land unit: rectangular; li, within-township land unit: irregular Akihiro Kinda, The concept of 'townships' in Britain and the British colonies in the seventeenth and eighteenth centuries *Journal of Historical Geography*, 27-2 (2001) 137-152

いては未検討であるが、一定程度以上に影響力を行使していたことは間違いないであろう。

図2は、講演者が *Journal of Historical Geography* (27巻2号) に掲載した論文から引用した<sup>3)</sup>。縦軸に時代をとり、横軸に場所を設定した。スコットランドを除くイングランドとウェールズにおいては、中世以来タウンシップという単位が存在した。タウンシップを村と置き換えると、村は住民のコミュニティであり、一定程度結びつきを持った単位である。特にイギリスの村は開放農地を有しているため、自分の所有地であっても休閑の時期には共同放牧地に変えるという共同組織を持っていた。したがって、図2で C と示した community element は共同体を単位とした共同組織を意味する。L は land element であり、村の領域、つまり土地を有するという意味である。

一方、タウンシップの中には町に近い機能を有するものがある。たとえば村に広場があり、そこに人が集まる。そこに教会があり、その教会の管轄範囲と一致する。これを town element とし、図2では T で示す。イギリスの教会制度は parish church と呼ばれる教区教会が基本であるが、この教区が大きい場合は内部にいくつかのタウンシップを含んでいる。そこにチャペルリーなどという教区に準じた単位(分教区)を形成した村が多かった<sup>4)</sup>。およそ1600年前後、シェークスピアが活躍したエリザベス I 世の統治時代であるが、この時期に Poor Law という貧民救済法が成立した。この法律は何回も改訂されて継続し、以後イギリスの社会政策の基本になった。貧しい人は教会を軸としたコミュニティによって救済され、たとえば十分な教育や保護を受けられない子供達も parish church やタウンシップの教会が中心となって彼らを保護したのである。このような機能を持つ parish やタウンシップを、政府は行政的な単位として組み込んでいった。

こうした側面を administrative element として、図2では A で示した。

このようにイギリスでは起源の異なったタウンシップと教区が、やがて1662年の Settlement Act と呼ばれている法律によって、非常に強固な行政の最末端の単位に設定された。こうした変化がイギリスでは1600年前後から1662年頃までに進行した。ただし、スコットランドやアイルランドでは、イングランドないしウェールズとよく似た実態が存在したものの、少なくともそれらに対しタウンシップという名称は一切使われていなかった。したがって、図2ではスコットランドとアイルランドは除外した。

イギリスのタウンシップは植民地にその実態や概念が多様な形で持ち込まれた。最初に持ち込まれたのはニュー・イングランドである。マサチューセッツやコネティカットやバーモント、ニューハンプシャー、メイン、ニュープリマスといった現在の州は、もとはイギリスの植民地であった。こうした地域に持ち込まれた段階で、イギリスのタウンシップの要素が、様々な認識の為政者やグループによって様々な形で受容されていた。ニュー・イングランドの場合、もともとあった一定の土地を一つのコミュニティの単位とする考えが非常に強く受容され、導入された。やがて新しく入植する場所にタウンシップつまり「タウンを建設する土地」を設定し、そこに入植者をどのように配分するのかといった計画的な側面を強く持つようになっていった。これを planning element (図2では P と示す) とする。ところがその計画の中身は、区画の領域が正方形や長方形のように規則的である場合(township bounds: rectangular, 図2では br と示す)や、土地内部の区画が非常に不規則な場合(within-township land unit: irregular, 図2では li と示す)、さらに、内部の分割も碁盤目状や菱形のように一応規則的に造られているもの(within-

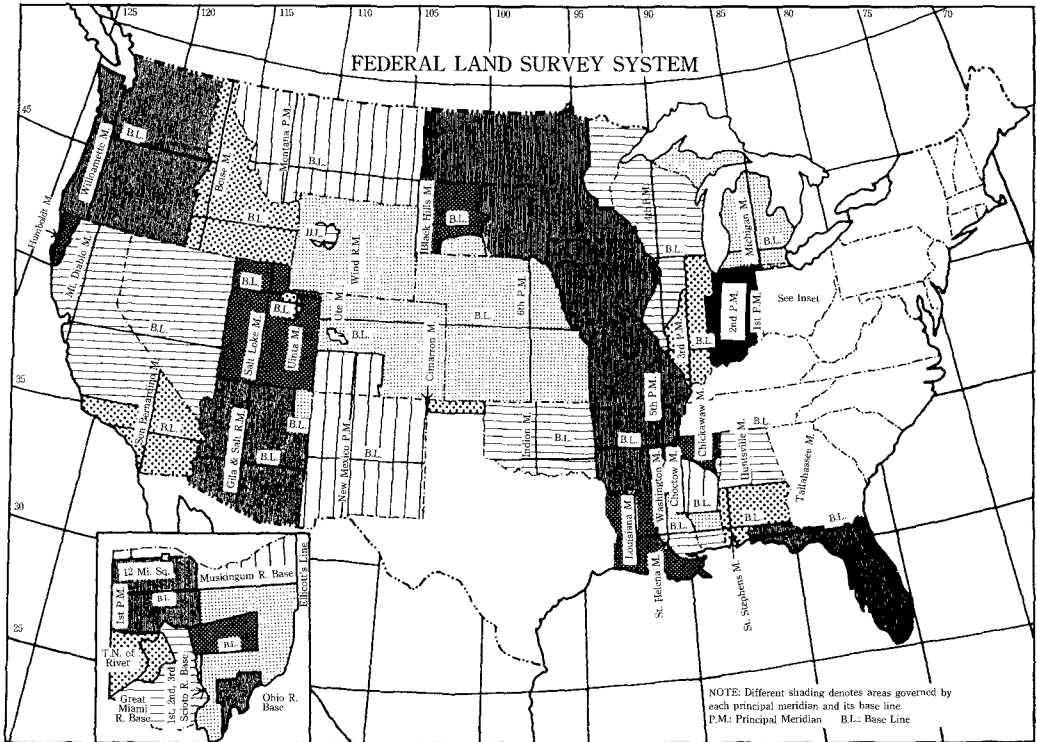


図3 アメリカ合衆国の土地測量の概要

Hildegard Binder Johnson, *Order upon the Land*, Oxford Univ. Press, 1976

township land unit: rectangular, 図2では *1r* と示す) があり, 次第に規則的な区画が展開していくという過程をたどった。

ところがニューヨーク植民地, ニュージャージー植民地, ペンシルバニア植民地, デラウェア植民地といった東海岸中部の植民地である The Middle Atlantic Colonies は, ニューヨークを例に挙げればイギリスのヨークシャーに基盤をおく, ヨーク公爵の個人的な植民地であり, ペンシルベニアはヨーク公爵に極めて強い関わりをもった人物 William Penn のこれもまた個人的な植民地であった。したがって彼らは一種の荘園領主として, そこに入ってきたことになる。その母体になったヨークシャーは最もタウンシップのよく発達したところであり, さらにもっとも早くタウンシップが行政単位になったところでもある。この行政単位として完成したタウンシップがニューヨーク植民地, ペ

ンシルバニア植民地に持ち込まれた。これはニュー・イングランドの植民地と全く違った形である。したがって, 現在でもタウンシップという単位が行政単位として最もよく使われているところがペンシルベニア州である。

さらにその南にあるサウスカロライナやノースカロライナ, メリーランド, ジョージアは一時的・部分的にタウンシップが導入されたが, すぐに消滅してしまった。図2一番右側のニュー・ホランド (後のオーストラリア) やその手前のカナダには, 非常に計画的な土地区画といった側面が強く持ち込まれた。タウンシップがもっとも大きく変貌し, かつもっとも組織的に展開されたのが, 図2の右から3つ目の The Western Lands である。この地は当時の英領北米植民地が独立したあと, 西方に領有を主張した場所であり, 日本語ではしばしば西部といわれる。オハイオ州やケンタッキー州から西である。このような

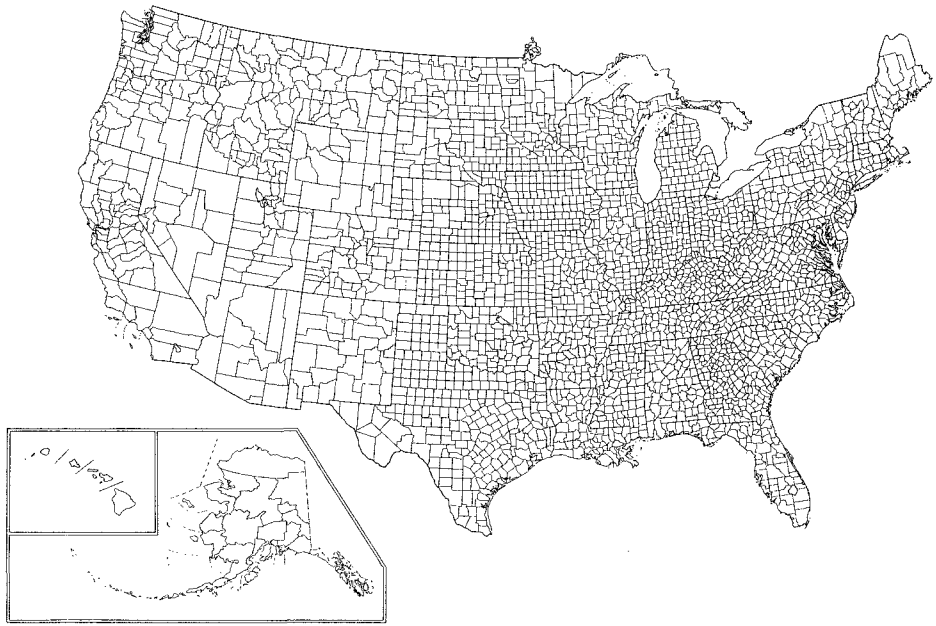


図4 アメリカ合衆国における郡の境界 (1970)  
 Hildegard Binder Johnson, *Order upon the Land*, Oxford Univ. Press, 1976

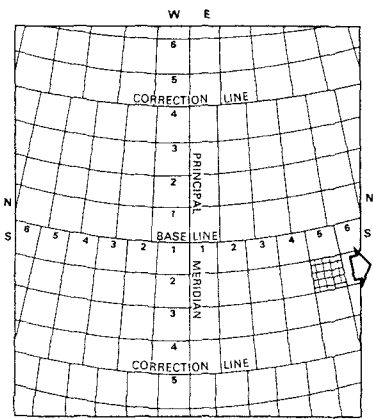
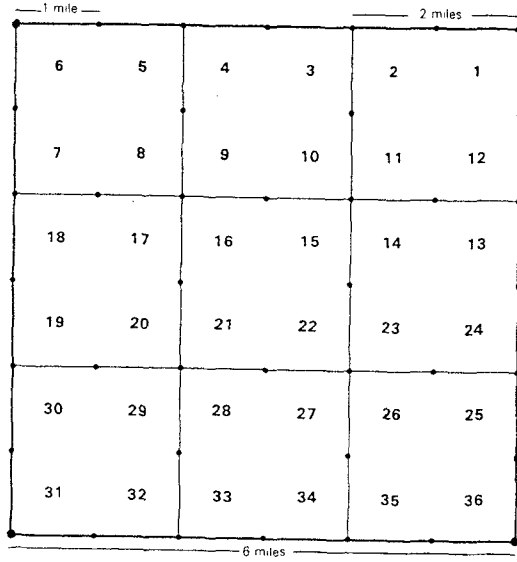
地域では、1785年にオハイオ州の東方で Seven Ranges と呼ばれる非常に規則的なタウンシップシステムの原型となる土地区画が最初に施行された。その後、土地規定は様々に揺れ動くが、1800年頃には規定が固まって非常に規則的になった。この原型が、佐藤昌介が紹介した1787年の土地規定である。土地規定に基づくいわゆるタウンシップシステムと呼ばれているものは、およそ州単位で基準となる南北の線と東西の線を測量によって決定し、そこから周囲に碁盤目の土地を設定していく方法であった。

図3は Principal Meridian という南北の基準線と、Base Lineといわれる東西の基準線の所在地を書き込み、それぞれどの基準線からどの範囲にタウンシップという土地区画が設定されたのかを図示したものである。独立する前から植民地であったアメリカ東部は対象外としてある。そこには様々な土地区画が試行錯誤の状況で、あるいは需要を満たすための後追いの状態で設定された。こうし

た試行錯誤が独立後にもっとも典型的であったところはオハイオ州であり、アメリカの土地区画の標本とでもいうべきところで、ありとあらゆる土地区画が存在している。

次に図4では全体的に規則的なタウンシップシステムがどのように実施されたのかといった概要を図示した。これは郡の境界線を示したもので、厳密にはここで問題としている土地区画とは異なるが、郡の境界線が直線、また全体として正方形または長方形となっているところは、非常に典型的にタウンシップの土地区画が実施されたところという傾向が把握できよう。

図5はタウンシップシステムの概要を示したものである。左下図は先述したそれぞれの場所で基準となる南北・東西の基準の線である Principal Meridian と Base Line を設定した状況を説明したものである。Base Line が直線ではなく曲線であると感じられるが、これは地球の形状が球体のため、北アメリカ大陸やオーストラリア大陸というレベルの範囲



TOWNSHIP 2 SOUTH, RANGE 5 EAST (T. 25, R. 5E)

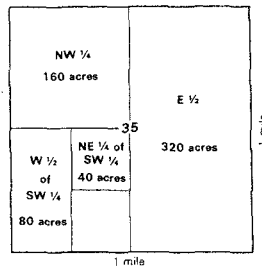
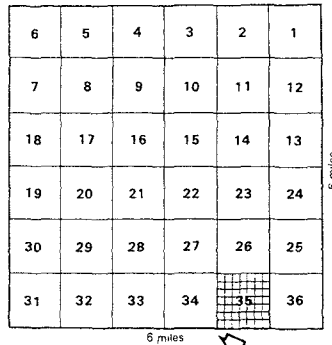


図5 タウンシップシステムの概要

Hildegard Binder Johnson, *Order upon the Land*, Oxford Univ. Press, 1976

になると、地上で直線を引けば、全体として図上は曲線となるためである。Principal Meridian と Base Line とを記した同図の右側に基盤目を入れた区画がある。右下図はこの内部を図示したものである。東西南北はそれぞれ6マイル四方である。1マイルは約

1.6 km であるため、1マイル四方、面積では約640エーカーという面積の区画を設定した。つまり6マイル四方のユニットをタウンシップと呼んだ。さらにタウンシップを、Principal Meridian から東にいくつ、Base Line から南へいくつと数え、番号を付けた。たとえば、右下拡大図のタウンシップは township 2 south, range 5 east と呼称する。また、それぞれ1マイル四方の640エーカーの区画をセクションと呼んだ。そのセクションに1~36と番号を付け、この番号によって一種の地番のように土地を検索した。アメリカ合衆国の土地区画を描いた、地籍図の原型にあたるものを plats と呼ぶが、これに記載されたものがセクション番号である。さらにその一つのセクションのなかを分割する方法がある。1セクションは640エーカーであるため、その半分は320エーカーになる。4分の1では160エーカーとな

る。この160エーカーのことを quarter と呼ぶが、この単位が後に Homestead Act (自作農地法)の土地の販売の基本単位となった。1 quarter は約 800 m 四方である。このような土地区画が設定されたのは1700年代の第4四半期以降の The Western Lands であ



図6 高松平野西部の条里プラン  
 金田章裕『古代日本の景観』吉川弘文館, 1993

った。こうした区画は、先述したように、本来タウンシップが有していたいくつかの機能、すなわち村民の結合単位、村の土地、さらに村の単位としてもともと存在している教会・市場・広場などを通じた結びつきである小さな町の機能、それに加わった町の行政的な単位としての機能のうちの、土地に関わる機能、つまり土地を区画するという機能、測量と土地の売却の単位という機能のみが踏襲されていることになる。したがって、The Western Lands ではタウンシップシステムそのものが変容していた。

佐藤昌介の関心は、おそらくは北海道の将来計画あるいは具体的な農業の農地開発計画であったとみられる。したがって、様々な勉強・研究はしたものの、最終的にはいかに土地を区画し、いかに販売ないし入植の単位と

して導入するののかといった側面に関心があったと考えられる。この点に佐藤の関心があったことも当然であるが、日本で認識されたタウンシップも、実はタウンシップの全体像ではなかった。タウンシップそのものにも、全体像としては先述したようにいくつかのタイプがある。たとえばニュー・イングランドのタウンシップではこうだとか、ペンシルベニアのタウンシップはこうだとかといったそれぞれのところでの特徴あるタウンシップの認識ではなく、日本で認識されたのは、The Western Lands で実施されたような土地区画かつ土地測量の単位としてのタウンシップでしかなかったのであろう。このことは当時の北海道庁にいた行政官達にとっても決して強い違和感のあるものではなかったと考えられる。理由はいくつかあるが、一つは江戸時



代に児島湾や伊勢湾の干拓地で碁盤目状の土地区画がなされるというケースがかなりの程度存在した点である。このような江戸時代における干拓地の土地区画あるいは土地区画の設定方法は、北海道庁の高官達の認識の中に当然あったであろうし、さらにもう一つ遡って、日本の伝統的な土地区画に思いを馳せるとさらにおもしろいことになる。

図6は、香川県高松市のある高松平野周辺の図である<sup>5)</sup>。この地域には図示したように一辺約109mの碁盤目の土地区画が存在する。これを条里地割と呼んでいる。条里地割の基本的な枠組みを作った条里プランというべき制度は奈良時代、8世紀の中頃に完成していた。どこでもそうだが、特に高松平野の例が非常に典型的であるために、その例を提示した。古代には五畿七道、すなわち北陸道や東山道、東海道といった行政単位があったが、明治になると、東山道つまり東の山の道、東海道つまり東の海の道というものがあり、また北陸道つまり北の陸の道はあるが、北海道という北の海の道という名称が古代には使われていなかったために、この北海道にその名称が名付けられたとみられる。律令政府は自らこの道ごとに中央政府直轄の道を造った。これを一般的に官道と呼んでいる。南海道とよばれる官道は、たとえばこの高松平野を横断していた。この南海道を軸としてこれと直行するように郡の境界線を設定し、さらに南海道を軸として東側の郡の境界線から土地区画を設定するという体系的な土地制度を8世紀の段階で完成した。この区画は近畿地方を中心とした瀬戸内、九州あるいは関東、北は秋田平野、仙台平野にまでその痕跡があるが、近畿地方から離れるにしたがって分布は断片的になるものの、非常に広範囲に展開していた。一つ一つの区画を坪(奈良時代では坊)という名称で呼んでいた。これを東西南北6つつあわせて里と称し、1~36の番号を打った。これはThe Western Landsのタ

ウンシップシステムの番号の打ち方と同じという偶然の一致がある。これを偶然ではなく、本気になって日本から伝わったものだと主張したアメリカの地理学者がかつていたが、これは全くの間違いであると思われる。

いずれにしろ、こうした方格地割のシステムが広く日本の伝統的な技術として、あるいは知識として存在した。そもそも、明治政府は極めて強い王政復古的理念で出発していたし、例えば札幌の都市計画についても、松浦武四郎は「帝京」つまり京都になぞらえていた。

こうした背景のもと、佐藤昌介などの主張するような土地区画のシステムが北海道で受容されやすかったのであろうと考えられる。

以上が、現在考えている北海道の殖民地区画をめぐる様々な背景の一端である。

(京都大学)

#### 【注】

- 1) 金田章裕「入植地選定と区画設定」農業土木学会『水土を拓いた人々』1999, 所収
- 2) Shosuke Sato, History of the land question in the United States, *Johns Hopkins University Studies in Historical and Political Science, Fourth Series*, pp.263-439, 1886.
- 3) Akihiro Kinda, The concept of 'townships' in Britain and the British colonies in the seventeenth and eighteenth centuries, *Journal of Historical Geography*, 27-2, 2001.
- 4) 金田章裕「近代初期ウエストヨークシャーにおけるタウンシップの領域とその機能変遷」, 足利健亮先生追悼論文集編纂委員会編『地図と歴史空間』大明堂, 2000
- 5) 金田章裕『古代日本の景観』吉川弘文館, 1993